

## 令和5年度「北九州市子どもを虐待から守る条例」

### 第20条に基づく年次報告書(概要版)

#### 概要

「北九州市子どもを虐待から守る条例」第20条に基づき、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他市内における虐待に係る状況について、年次報告として取りまとめ、議会に報告し、市民に公表するもの。

#### 報告書の構成

報告書の作成にあたっては、児童虐待相談・通告等の状況、本市の体制及び「元気発進！子どもプラン」における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の事業等について掲載している。

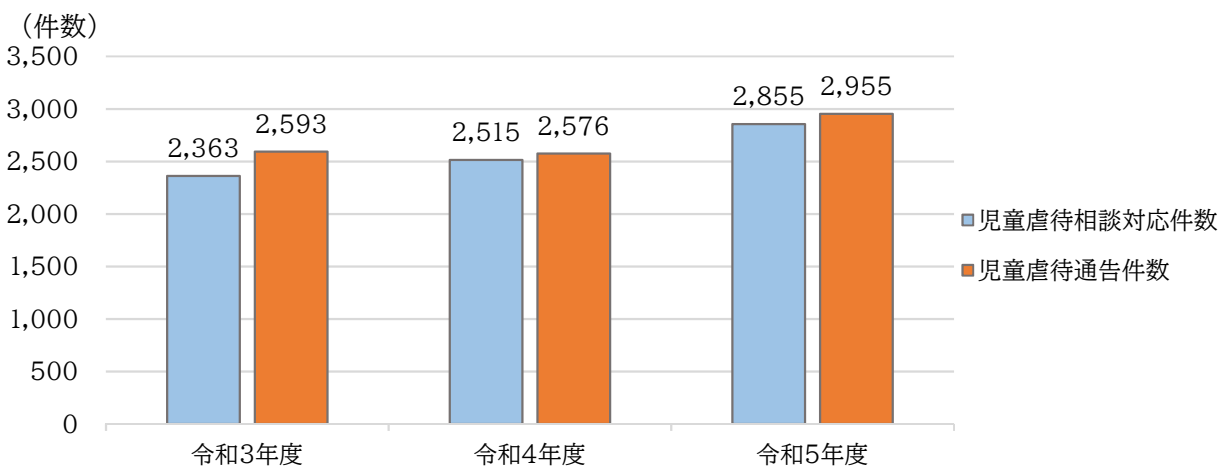
#### 掲載内容(抜粋)

#### 1 児童虐待相談・通告等の状況(第4条～第8条、第16条関係)

##### (1) 子ども総合センターの児童虐待相談・通告等 (2頁)

##### ア 児童虐待相談対応件数と通告件数の推移

令和5年度の児童虐待相談対応件数は2,855件で、前年度から340件増えている。

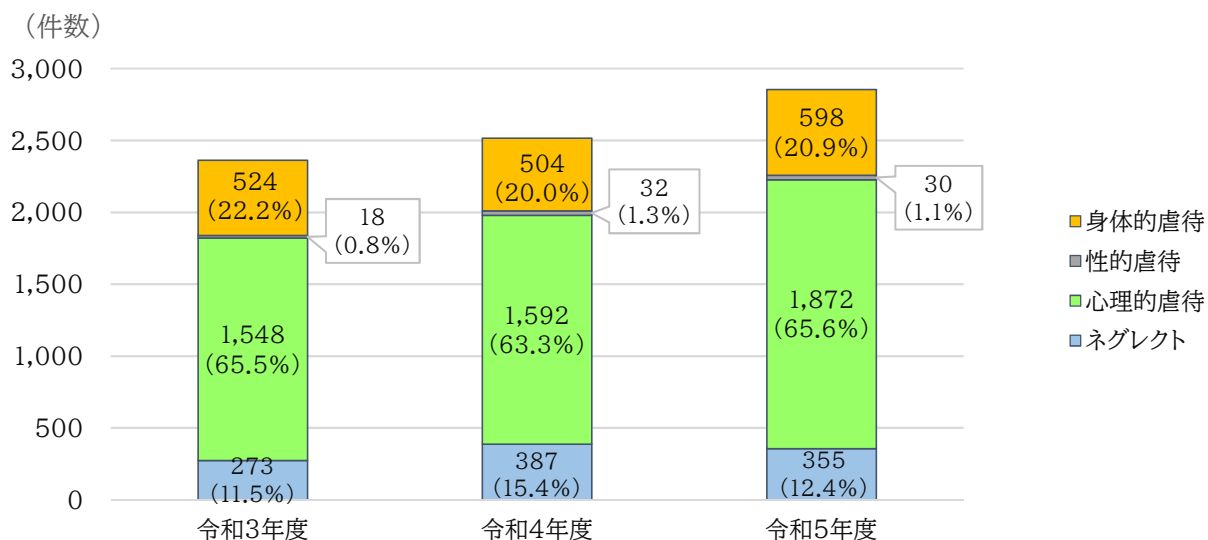


区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待相談対応件数	2,363件	2,515件	2,855件
児童虐待通告件数	2,593件	2,576件	2,955件

※児童虐待相談対応件数:児童虐待の疑いがある通告・相談に対し、調査等の結果、児童虐待相談として計上した件数

## イ 相談種別対応件数

前年度と同様に心理的虐待件数の割合が最も高く、全体の65.6%を占めている。



虐待種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	524件	504件	598件
性的虐待	18件	32件	30件
心理的虐待	1,548件	1,592件	1,872件
ネグレクト	273件	387件	355件
合計	2,363件	2,515件	2,855件

## ウ 経路別相談対応件数の推移

警察からの相談が1,558件で最も多く、54.6%を占めている。次いで学校等350件、近隣・知人311件と続いている。

(単位:件)

年度	福祉事務所等	児童委員	児童福祉施設等	警察等	保健所	医療機関	学校等	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計
令和3年度	72	0	126	1,238	2	66	289	190	21	307	24	28	2,363
令和4年度	96	0	101	1,360	5	53	330	144	72	278	59	17	2,515
令和5年度	62	3	138	1,558	0	69	350	192	50	311	63	59	2,855
割合	2.2%	0.1%	4.8%	54.6%	0%	2.4%	12.3%	6.7%	1.7%	10.9%	2.2%	2.1%	100%

## エ 虐待相談への対応状況

児童福祉施設入所が10件、里親委託が3件等となっている。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童福祉施設入所	21件	11件	10件
里親委託	4件	2件	3件
面接等	1,922件	2,004件	2,227件
その他	416件	498件	615件
合計	2,363件	2,515件	2,855件

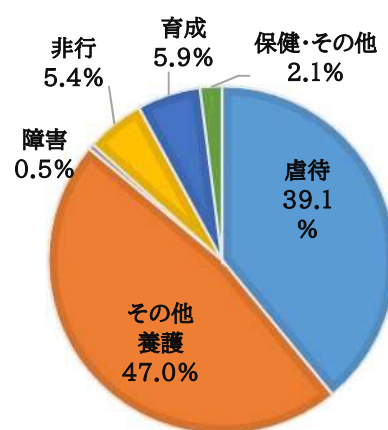
## オ 一時保護の実施状況(一時保護所)

虐待による一時保護は、152件となっている。

(単位:件)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待	133	161	152
その他養護	181	163	183
障害	0	1	2
非行	8	10	21
育成	32	16	23
保健・その他	0	8	8
合計	354	359	389

(令和5年度)



## (2)区役所子ども・家庭相談コーナーの児童虐待相談対応件数 (4頁)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待相談対応件数	647件	779件	919件

## 2 北九州市の体制(第4条・第10条・第11条関係)

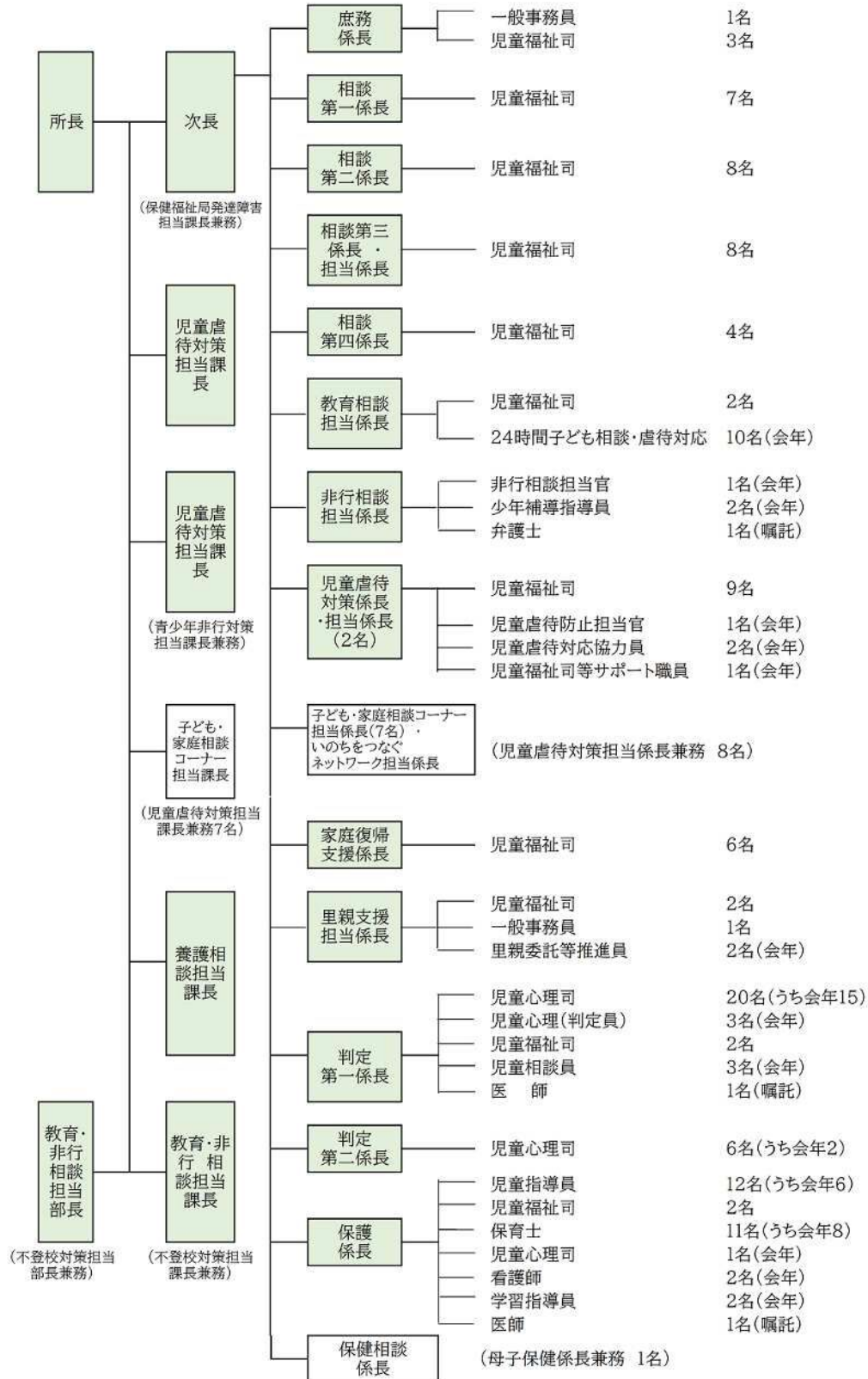
### (1)人材の確保及び拡充 (5頁)

#### ア 子ども総合センター(児童相談所)の組織、構成

総数 176名

[うち正規職員112名(含兼務16名)、会計年度職員61名、嘱託医2名、嘱託弁護士1名]

(令和5年4月25日現在)



① 児童福祉司の体制強化の状況

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童福祉司配置人数	59人	70人	70人

② 民間の活用

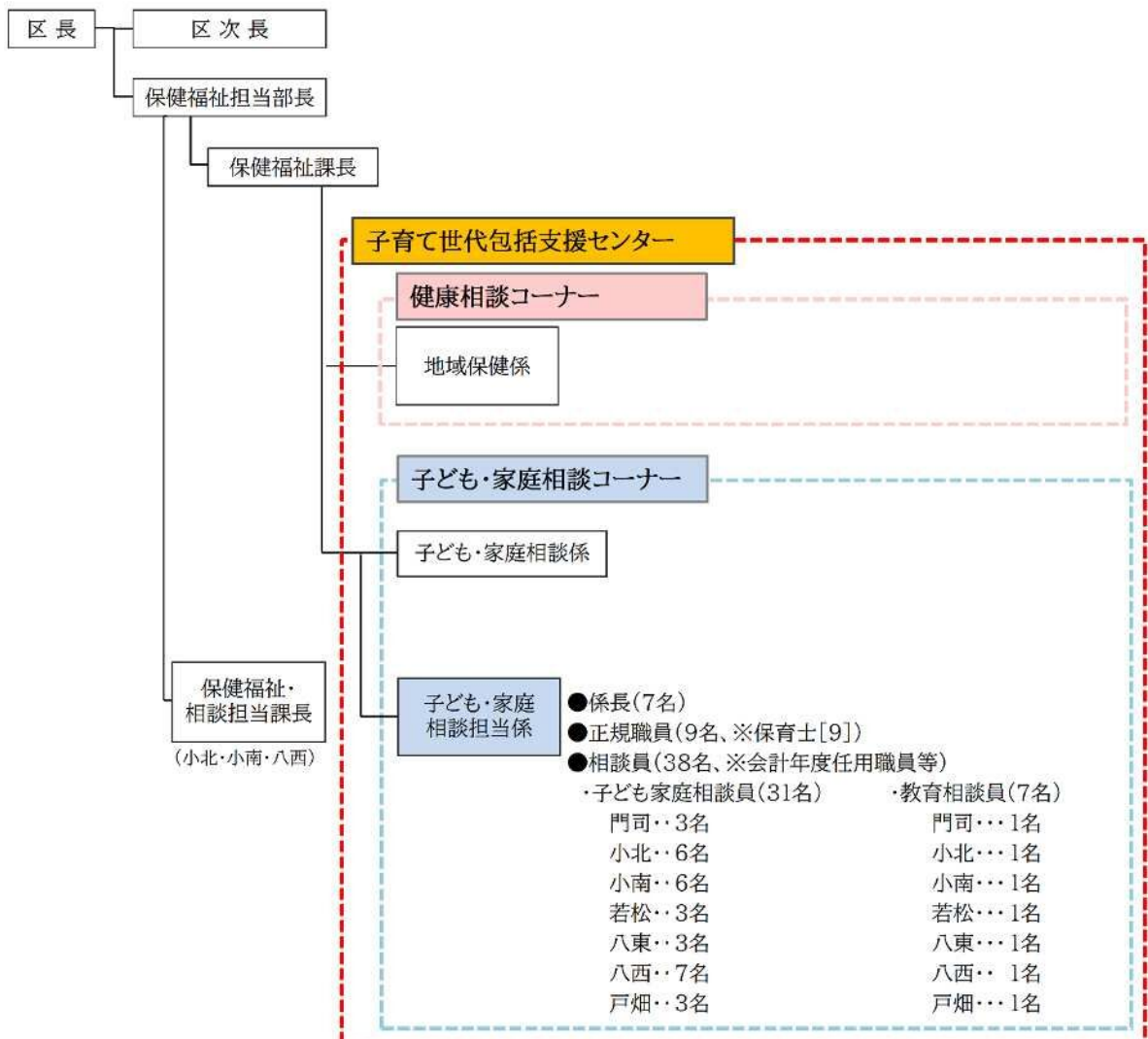
令和2年7月から、夜間の泣き声通告に対する児童の安全確認等、比較的軽度な事案の対応を民間委託することで、子ども総合センターの職員が重篤な案件に重点的に対応することが可能となった。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民間委託による訪問調査件数	140件	131件	156件

イ 区役所子ども・家庭相談コーナーの組織・構成

比較的軽度な児童虐待通告に対応するとともに、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け、ひとり親家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等それぞれの相談に応じた支援・対応を行った。

(令和5年11月1日現在)



### 3 市の責務(第4条関係)

#### (1)子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動支援 (8頁)

##### ア 親子ふれあいルームの充実

子育て中の親と子が気軽に集い、相互に交流を図る場である親子ふれあいルームを運営し、施設の充実及び子育て相談、子育て関連情報の提供などの機能の充実を図った。

また、市民センターをはじめ、子育て支援団体、育児サークル等と連携し、ネットワーク化を図るなど、地域における子育て支援に取り組んだ。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設数	16か所	16か所	16か所
利用乳幼児数	20,764人	21,134人	31,779人

##### イ 産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業

安心して子育てができる支援体制の確保を図るため、家族などから家事や育児の支援が受けられない子育て世帯等に対して、市が委託した事業者からヘルパーを派遣し家事や育児などの支援を行った。(令和4年10月3日開始)

区分	令和4年度	令和5年度
産前産後子育て支援ヘルパー利用延回数	457回	1,322回

#### (2)虐待の未然防止、早期発見に向けた関係機関等の人材育成支援 (10頁)

##### ア 児童虐待防止医療ネットワーク事業

児童虐待の早期発見や、早期に適切な対応ができるよう、本事業の拠点病院に、児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等を行った。

また、児童虐待が疑われる症例について、医師・看護師、警察、検察、児童相談所等が参加する事例検討会を開催するとともに、児童虐待の対応能力向上のための研修を実施した。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談対応件数	849件	767件	868件

#### (3)要保護児童対策地域協議会の円滑な運営 (11頁)

##### ア 市レベルの代表者会議

年2回開催し、児童虐待防止事業の推進に係る協議、各区要保護児童対策実務者会議の報告、各機関の取組の報告や情報交換等を行った。

警察、医療機関、保育所、幼稚園、民生委員・児童委員、児童福祉施設、教育委員会、子ども総合センター、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関で構成されている。

第1回 令和5年7月19日開催 第2回 令和6年2月7日開催

##### イ 区レベルの要保護児童対策実務者会議

各区ごとに年数回開催し、実際に活動する実務者である関係機関が集まり、援助ケースを総合的に把握するとともに、個別の援助内容等について協議した。

令和5年度 21回開催

#### ウ 事例ごとの個別ケース検討会議

調整機関が中心となって随時開催し、ケース状況、問題点を共有し、適切な援助へ向けての役割分担等を行うとともに、援助内容の検討と確認を行った。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事例検討数	442件	433件	403件

### (4)学校における組織的対応が可能となる体制の整備 (14頁)

#### ア スクールカウンセラー活用事業

教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士・公認心理師を「心の専門家」として全ての中学校区(小学校126校、中学校62校)及び特別支援学校(8校)、市立高等・戸畑専修学校に配置し、生徒指導上の諸問題等の解決を図った。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	40,939件	45,945件	50,706件

#### イ スクールソーシャルワーカー活用事業

長期欠席(不登校)やいじめ等の児童生徒に係る課題解消や児童虐待の対応のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働きかけなど、福祉的視点から支援活動を行った。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援対象児童生徒数	644人	706人	608人

### (5)相談窓口の充実 (15頁)

#### ア 児童虐待防止のための SNS 相談事業(親子のための相談 LINE)

児童虐待の未然防止や早期発見の観点から、子どもや保護者自身がより相談しやすくなるよう、SNS を利用した相談を実施した。(令和4年11月28日開始)

区分	令和4年度	令和5年度
相談件数	81件	364件

#### イ ヤングケアラー相談支援事業

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐため、令和4年度に、これまでの区役所子ども・家庭相談コーナーでの支援に加え、「北九州市ヤングケアラー相談支援窓口」を開設し、相談対応や学校訪問(アウトリーチ)、関係機関への研修を実施した。(令和4年5月17日開設)

区分	令和4年度	令和5年度
相談対応件数	349件	346件

## (6) 広報及び啓発活動の実施(16頁)

ア 「北九州市子どもを虐待から守る条例」、「体罰等によらない子育て」等の市民への周知条例の内容や、「体罰の禁止」等について、次の通り、広報啓発を実施した。

(主な啓発活動)

	実施時期	啓 発 内 容
1	通年	本市ホームページで相談窓口をPR
2	通年	出前講演実施(69回 2,668人)
3	通年	「北九州市子どもを虐待から守る条例」パンフレット(以下、「条例パンフレット」)、「子どもを虐待から守るためのハンドブック」(以下、「ハンドブック」)を配付 ・区役所、子ども総合センター、市民センター等で配付 ・出前講演、研修、会議等の際に配付 ・母子健康手帳交付時に体罰禁止チラシを配布 ・母親学級、4か月健診等でハンドブックを配布
4	8月2日	児童虐待対応リーダー養成研修会を開催(オンライン)
5	9～10月	包括連携協定締結企業(スーパー、コンビニ)での条例パンフレットの掲示
6	10月17日	児童虐待防止をテーマの1つに採用した人権啓発推進者養成講座(基礎編)を開催
7	11月1日	市政だよりトピックス記事掲載
8	11月7～11日	小倉駅・黒崎駅周辺ライトアップ
9	11月13～29日	北九州モノレール駅での啓発ポスター掲示
10	11月24日	児童虐待問題市民講座を開催(オンライン配信 12月1日～12月15日)
11	11月	市役所ロビー、各区役所ロビー、市政テレビで啓発動画を放映
12	11月	・ボートレース若松及び小倉競輪場場内でのポスター掲示、ビジョンでの啓発動画放映、条例パンフレット・ハンドブック配布 ・ボートレース若松出走表へのオレンジリボンマーク及び児童相談所虐待対応ダイヤル189掲載等
13	11月	包括連携協定締結企業(スーパー)等での啓発ポスター・チラシ掲示
14	11月	市立中央図書館・子ども図書館での啓発展示
15	11月	各区保健福祉課子ども・家庭相談コーナーでの周知・啓発

### イ ヤングケアラーの周知・啓発

関係機関等と連携してヤングケアラーの早期発見に取り組むとともに、令和5年度は

- ・市立学校、高校、大学、主任児童委員部会、人権擁護委員、福岡県歯科保険医協会、地域活動連絡協議会、婦人団体、地域住民、関係機関等への、ヤングケアラーに関する出前講演の実施(18回 932人)
- ・「ヤングケアラー支援者研修会」の実施(オンライン配信10月17～31日、上映会10月20日)
- ・市政テレビ、市政だより、ホームページ等でヤングケアラー相談支援窓口について周知
- ・人権研修入門資料「モモマルくんと考えよう！7～ヤングケアラーって知ってる？～」を、人権啓発イベント等で配布

など市民や関係機関へ周知啓発を行った。



#### 4 市民・保護者・関係機関等・事業者の責務(第5条～第8条関係)

##### (1)虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告・安全の確認等の協力 (18頁)

子ども総合センターの児童虐待通告件数は、令和5年度は 2,955 件で、前年度から 379 件増加した。

##### (2)保護者の子どもの養育に際しての人権の尊重、子どもの心身の成長及び発達の促進 (18頁)

###### ア 子どもの権利の周知・啓発

「元気発進！子どもプラン(第3次計画)」に、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」でうたわれた子どもの権利等を擁護し、子どもの利益を最大限に尊重していくことを明記しており、子ども本人や保護者、子どもに関わる人たちなどに対し、令和4年度は下記のとおり周知・啓発を実施した。

- ① 市ホームページに、子どもの権利条約に関するページを掲載し、虐待防止のWEB広告内に、サイトリンクを設定
- ② 新米パパのための手帳「Papa's Notes」に、子どもの権利条約について掲載
- ③ じいじ・ばあばに贈る孫育て本(北九州市祖父母手帳)に子どもの権利条約について掲載
- ④ 市内小学校の6年生向けに、「子どもの権利」及び「こども基本法」の啓発ノベルティ(下敷き)の配布及び 母子健康手帳(別冊の情報提供ハンドブック)に掲載

#### 5 情報の共有(第9条関係)

##### (1)通告受理機関における情報共有 (20頁)

児童虐待に関する情報については、「児童虐待対応連携マニュアル」に沿って、子ども総合センター、各区保健福祉課子ども・家庭相談コーナー及び学校・幼稚園・保育所等の間で適切に情報共有した。

#### 6 虐待の未然防止(第12条・第13条関係)

##### (1)市民、関係機関等及び事業者と連携した虐待の未然防止の取り組み (22頁)

###### ア 産後ケア事業

産後早期に家族等から家事・育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする母子を対象として、母子の心身のケアや育児のサポートを行い、産後うつや育児不安の解消を図り、安心して子育てができる支援を行った。(令和2年9月28日開始)

区分(延べ利用者数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宿泊型	245人	357人	382人
通所型	375人	1,004人	1,047人
通所型(短時間)	792人	969人	796人
居宅訪問型	860人	859人	1,111人
合計	2,272人	3,189人	3,336人

## イ 多胎家庭支援事業

多胎児を育てる保護者の孤立感、子育ての不安感、負担感等を緩和するため、多胎育児経験者であるピアサポーターが多胎家庭を訪問し、相談対応や外出支援、多胎育児に関する情報提供等を行った。(令和3年7月1日開始)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
多胎家庭ピアサポーター訪問事業		16回	19回	18回
多胎家庭外出支援事業	登録世帯	21世帯	14世帯	17世帯
	利用回数	0回	7回	5回

## ウ 保育カウンセラー事業

児童虐待の防止や早期対応、発達の気になる子どもへの支援等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが保育所等を訪問している。児童のケアや保護者との対応について指導、助言するなど、保育所を支援するとともに、緊急事態等の発生時においては、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、心のケアに努めた。

また、保育士等を対象に虐待対応に関する啓発として、研修や、条例パンフレットの配布を行った。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対応回数	236回	223回	210回

## (2)乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診等の活用 (25頁)

### ア 乳児家庭全戸訪問事業

4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスにつなげた。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全戸訪問の割合	94.3%	94.4%	97.6%
訪問件数	6,006件	5,640件	5,463件

## (3)乳幼児健診等の未受診等子どもの情報把握及び安全確認 (25頁)

### ア 乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業

虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じた。

また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行った。

さらに、未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努めた。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
フォローアップ支援者数	870人	940人	826人